

教育機会確保法施行状況を検討するに当たっての論点 ～これまで出された委員の意見から～

1. 夜間中学の設置促進に向けて

(1) 設置に向けた取組

- ・夜間中学未設置の自治体において、学齢経過の外国人の昼間の中学校への受入れの取扱いが自治体によって異なる。
- ・夜間中学がない地域において、中卒認定試験を目指す外国籍の学齢経過者の中には、日本語や学習支援を行うNPO法人への交通費などの問題で挫折する者も多い。
- ・夜間中学を必要としている方が多く存在する現状を行政関係者は知らない。
- ・教育委員会での行政経験上、国が都道府県を対象にした説明会を開催し、その内容を都道府県が市町村に伝達する会議を開催することで、夜間中学の担当課・担当者が明確になる。このことで、自治体における夜間中学設置に向けた取組も進む。
- ・未設置の市町村等に呼びかけ、夜間中学を視察するような機会を設け、みんなで夜間中学の状況を知ろうという方向にしている。
- ・交通の便がよい首都圏や大阪近郊と違い、地方で夜間中学を設置する場合、設置場所によっては通えない学齢経過者が出てくることを考慮しなければならない。

(2) ニーズ調査関係

- ・形式的にニーズ調査を実施しても、夜間中学への入学を希望する者の把握は困難である。設置することが希望者の掘り起こしにつながる。
- ・潜在的ニーズを持つ者の掘り起こしには、子供の貧困対策に取り組むNPO法人等との連携も有効である。

2. 既設の夜間中学の教育活動の充実

(1) 受け入れる生徒の拡大

(入学希望既卒者)

- ・入学希望既卒者の中には学習指導のみではなく、心のケアを必要とする生徒も多い。
- ・不登校による入学希望既卒者の多くは学校に通いつづけている。その理由として考えられるのはかつて不登校だったが、ある時思い立ち、決意して、夜間中学に来ており、モチベーションがあるのと、夜間中学独特の多様性を受け入れる柔らかい風土、教員の受容性、これらがプラスに働いていると考える。
- ・例えば日本語を母語としない新渡日の生徒、日本語を母語とする不登校の生徒がいた場合、不登校の生徒が自分の居場所を感じられずに、また不登校になってしまうのではないかと懸念がある。
- ・習熟度別のクラス編成になっているので、基本的には不登校の既卒の生徒は習熟度の高いクラスに入っていくことになる。多様性の振れ幅の中で比較的近い生徒が、直接的には一緒に生活するという事はある。

(高齢者)

- ・例えば自主夜間中学でも車いすでなければ通うことができない方がいて、設備がそういうつくりになっていない、松戸市においても今度新しく夜間中学が出来るが、エレベーターがない。実際に車いすの方には断らざるを得ないということになってしまう。教育機会確保法ができたといって、教育確保ができていない状況。

(外国人)

- ・三宿中学校においては、最初に日本語の能力をはかる適正検査を実施し、その結果を踏まえ、

どの学年に編入学するか本人と相談している。多くは働いていることから、早く卒業したいという思いを持っている。取り出し授業などの指導体制を組む必要があることから、基本的には4月と9月を入学時期としている。外国籍の生徒は日本語能力の習得を目的としている場合が多く、半年か1年で辞めてしまう生徒も多い。

- ・入学基準を明確にしたり、入学相談会をきちんと実施するなどしないと、夜間中学が日本語を学ぶ学校と誤解される可能性がある。夜間中学の本来の役割を示してはどうか。

(他市町村からの受入れ)

- ・夜間中学を設置する7市とは情報交換を行いながら課題を常に把握するようにしている。こうした連絡会の場を通じて、例えば、今年度はこれまで不可であった府外からの生徒の受入れについて関係市と大阪府で検討して決定することとした。
- ・既に8区市に夜間中学があり、域内すべての自治体で夜間中学を設置することは困難である。財政的には設置者である区市が負担しているため、区市をまたいだ生徒の受入れについて整理が必要である。
- ・他県に住む方から入学相談の問合せがあった。
- ・本校においては、アクセスもよいことから19の市区に住む生徒が通っているが、特に生徒の居住する自治体に応分負担は求めている。
- ・川口市においては、県内の他の市町村から受け入れる際、かかる経費について応分負担を定める予定である。学校運営に係る経費は地方交付税措置されているものもあり、市町村間の調整が必要であり、県がこの調整役を担っているが、調整は難しい。
- ・他府県からの受入れについて検討を開始する予定である。

(その他)

- ・形式卒業の生徒、学齢の不登校生徒、外国の生徒それぞれで対応すべき方策も違い、現場が困らないよう今後の対応を整理すべき。
- ・夜間中学の設置について法令上明確化されていないため、各市町村各県によって、運営の在り方がまちまちになっているのではないかと。
- ・この法律の中で、地理的な条件も含めて、物理的な教育確保に向けて、実情に合わせて改善できるようにしていかなければならない。
- ・奈良市においては、基本的には1年生からのスタートになるが、面接結果から編入学する学年を決めることもある。市民だよりに掲載するなどして1月から募集を開始し、入学時期は4月を基本としているが、その都度その申し出があれば受け入れている。

(2) 外国人指導・日本語指導

- ・東京都の夜間中学に在籍する生徒のうち8割強が外国籍である現状にどのように対応していくのかが大きな課題である。
- ・外国籍の方が増える現状を踏まえ、日本語指導をどのように行っていくのかが課題である。
- ・奈良市の夜間中学においては外国籍の生徒の在籍期間が長期化する傾向がある。
- ・日本語能力が入門又は初級段階の生徒の日本語指導を学校が担うのか、また、誰がやるのかが課題である。
- ・教員免許と日本語指導資格を同時に取得することは困難である。
- ・地域によって日本語指導に関する取組や予算に地域差がある。
- ・都内の8校の夜間中学のうち5校には日本語学級を併設しており、1年間を上限に日本語学級で日本語指導を受けた上で、夜間中学に入学してくる。ここでの指導法や教材が共有・活用されている。
- ・夜間中学に勤務する教師は年齢や国籍など多様な生徒を指導する必要があることから、相当の指導力がある。また、夜間中学には日本語を十分に指導できる教師が少ない。

(3) 教職員体制

(学級編制・加配教職員定数)

- ・現在の教職員定数の枠では多様な生徒一人一人に対応した指導ができない。
- ・奈良市では市単費で講師を配置している。夜間中学と昼間の中学校の定数の考え方を分けて示

す必要がある。

- ・多様な生徒に対応するには、夜間中学に特化した加配措置が必要である。
- ・昼間の中学校と同じ基準の教員数では対応できないことから、大阪府においては非常勤を配置することで対応しているが、指導力向上のための研修の機会の確保などに課題がある。夜間中学独自の加配措置などがあれば、基礎自治体も前向きになれるのではないか。

(副校長・教頭の配置)

- ・2部授業として実施される夜間中学の管理監督の観点から、都では独自に夜間の副校長(教頭)を配置している。
- ・設置する市の意向も確認しながら、教頭や養護教諭を府が独自に配置している。

(養護教諭の配置)

- ・養護教諭の配置について東京都では非常勤で対応しているが、平成27年に文部科学省が受け入れる際の考え方を示した入学希望既卒者については発達障害や精神疾患を有していることが多いことから、昼間の中学校と同じような教員体制が必要である。
- ・学齢経過者に対する就学援助制度や夜間中学への養護教諭の配置については、国において整備いただきたい。
- ・入学希望既卒者の中には発達障害を有していたり、精神疾患を抱える生徒も多いことから、支援員や養護教諭の配置など、教師が疲弊しないような体制が必要である。

(専門スタッフの配置)

- ・多様な生徒たちに対して、職員が多様な対応をしなければならないため、教職員加配、カウンセラー、ソーシャルワーカーも含めて、特別な配置を考えられればよい。
- ・勤務時間などの特殊性から、希望する教師が少なく、ノウハウの伝承が困難で、技量を持った教師の確保や外部人材の活用が課題である。

(その他)

- ・公募により配置される教員はモチベーションが高く、教員配置に当たり公募は有効だ。

(4) 経済的支援(就学援助)

- ・学齢を経過した生徒は就学援助の制度が適用されないことが課題である。
- ・自治体によっては夜間中学に通う学齢経過者も就学援助の対象となっている。夜間中学に通う学齢経過者に対してどのような経済的支援が必要かについても今後の論点である。
- ・教育機会確保法第14条の書きぶりが抽象的であることから、自治体における取組が進まないのではないか。
- ・通うために必要な経済的支援の策を整備すべきではないか。
- ・都内においても財政状況は如実に表れており、区部では実施しているが、市部では実施していない。
- ・学齢経過者に対する就学援助制度や夜間中学への養護教諭の配置については、国において整備いただきたい。
- ・大阪府では、当初、設置する市と折半して夜間中学に通う学齢経過者に対して就学援助を実施していた。就学援助は財政力の差から自治体によって差が生じることから、国における整備が必要である。
- ・14条に教育の質が確保について付け加えるといい。
- ・義務教育を受けることが出来なかった人に限って経済的な支援を必要としている場合が多い。経済的支援を手厚く行う必要があると思う。
- ・交通費を払う自治体もあれば、支給していない自治体もある。交通費を払う必要はないとの方針を決めたり、厳しい基準をつくったりするのはよくない。
- ・法14条で学齢を経過した人の義務教育を受ける権利を保障しなければいけないと義務付けられたと考えた場合、本来的に学齢超過者も義務教育を受ける権利を持っているということになり、学齢児童生徒と同様に経済的支援等も保障されなければならないと考えられるが、希望する者がいるから、確保しなければいけないとの言い方は若干曖昧との印象がある。
- ・条文に追加して、第2項として教育の質が確保されるように配慮するものとするとか、あるいは経済的な理由によって、就学困難と認められるときは、その者に対して必要な援助を与えな

ければならないとか、そういう文言が追加項目として入らないか。

(5) 給食

- ・設置を検討する自治体において、給食の実施を検討する際は都道府県立の定時制高校の設備との連携も有効である。
- ・大阪府では行政としての支援として給食などの補助を実施していたが廃止された。
- ・三宿中学校においては自校方式であるが、都内の夜間中学においてはいろいろな形で給食が実施されている。給食は教育活動の一環であると捉えるべきである。
- ・夜間に通ってくる現状を考えると、給食は必要である。

3. 協議会関係

- ・協議会への参画などにより教委と自主夜間中学等の関係者の連携を図る必要がある。
- ・来年4月に川口市に夜間中学が新たに開校することから、埼玉県教育局は「中学校夜間学級12市町村連絡協議会」を設置している。その関係で、埼玉県が主催する「夜間中学に係る民間団体との連絡会」に関わっている。教育機会確保法第15条の協議会設置について具体的な検討を進めていくには、このような取組が重要である。

4. 広報活動

- ・未設置の自治体においては、市民等を対象としたセミナーを開催するなどして夜間中学の認知度を上げる取組が必要である。
- ・大阪府では広報活動の一環として夜間中学のチラシ等をコンビニエンスストアに置いてもらうような取組も行っている。

5. 自主夜間中学

- ・自主夜間中学においてはスタッフや生徒が定着しないことが課題である。
- ・外国籍の方は学びに来る期間が短い。また、大学生ボランティアも就職を機に足が遠くなる。同じくスタッフの確保が課題である。
- ・私たちの自主夜間中学にも車いすの方が通学できないということもあり、施設の在り方について全体的に変えていかなくてはいけないと考えている。